

！平成20年4月から 特定健診・特定保健指導が始まります

平成18年6月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」により、来年4月から各医療保険者(国民健康保険、健康保険組合など)に対し、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とする、メタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)に着目した特定健診・特定保健指導が始まります。南丹市国民健康保険では、この実施に向けた準備を進めています。



四十歳から七十四歳の方は、特定健診・保健指導の実施が義務付けられます

平成二十年度から、国民健康保険をはじめとする全医療保険者にご加入の、四十歳から七十四歳の被保険者、被扶養者を対象に特定健診・特定保健指導の実施が義務付けられます。

特定健診は、生活習慣病の根源と言われるメタボリックシンドロームに着目して実施され、その後の健診結果から対象者を選定し、対象者に合

わせた効果的な指導を実施することになります。

平成二十年度に実施する南丹市国民健康保険の健診については、詳細が決定的次第お知らせします。

※国民健康保険の加入者以外の方は、加入されている医療保険者が実施する健診を受けることとなります。

※医療保険者とは、対象者が加入している健康保険のことです。

メタボリックシンドロームって何？

◆メタボリックシンドロームとは◆
内臓脂肪の蓄積(腹囲が男性八十五センチ以上・女性九十センチ以上)で、高血圧・高血糖・脂質異常の三項目のうち、二項目以上を満たす場合に、メタボリックシンドロームと診断されます。

それぞれの危険因子の程度が軽くても、重複すると心筋梗塞や脳梗塞などを引き起こす確率が高くなります。

◆なぜメタボリックシンドロームに着目するのか◆
重病化・合併症になる要因として、食生活や運動不足が原因となる生活習慣病の増加が挙げられます。

メタボリックシンドロームは早い段階であれば、生活習慣を改善することで、重病化を防ぐことが可能です。そのため、メタボリックシンドローム要注意の方に対し、保健指導を実施します。

